



## 患者紹介の紹介料

当方、病院勤務医。近辺に父が開業しており、時折患者を紹介される。身内での患者の紹介に当たって紹介料を取ることは道義上問題があるのではと思うが、法規上は問題ないのか。極端な例であるが、医師一家（親兄弟など）で個々独立していた場合、家族内で患者を紹介し合うだけで収入を得られるのではないか。

（福岡県 S）



患者紹介に対してはTPOで様々に論じられるので、明確に違法として行政処分や刑事罰を行うような規定は今のところない。だが、今後、抑制的・禁圧的な検討が必要になるという考え方がある

回答者はかつてこのような論点の質問を受けたことはなかった。ところが、このところこの問題が浮上してきた。

本誌4618号で長尾和宏医師の連載「町医者で行こう」第20回「二極化する在宅医と患者紹介ビジネス」で、紹介行為で紹介料を取ることのコンプライアンス問題（順法性や広義では倫理適合性も含む）が論じられている。

これから言及する通り、紹介料を取る行為の合法性、違法性、背倫理性等は、その行為のTPOによって様々に論じることができる。しかし、該当するような事件の判決、通達等もあまり目にしないので、あえて回答者から、「何々の場合は」と紹介料の授受についてスケッチ的記載を行う。そのような回答であることをご了解いただきたい。

ところで、最近、参議院でこの問題について質疑が行われたので、読者にその情報を供し、本問の回答の是非を考えるよですがとしていただきたい。

2013年2月20日の参議院予算委員会で、民主党の梅村聰議員が質問を行っている（本回答執筆時には、同議員のホームページからYou Tubeに投稿がなされ、15分余の動画が閲覧可能になっているものである(<http://www.youtube.com/watch?v=VSwdwaR3874>)）。

この質問と政府（厚生労働省）の回答をまとめると、紹介に対する利益給付の問題は、従来の問題関心の射程距離外であり、これを明文で禁止しているものではなく、ただ「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（以下「療担規則」）と、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（いわゆる薬担）によって、「経済上の利益提供による誘引の禁止」がなされている趣旨からすれば、制約されるべき行為であって、今後調査研究の対象となるべきであろうという趣旨の議論がなされている。

このような質疑応答からうかがわれる公権解釈からは、いわゆる患者紹介に対する利益供与を明確に違法として行政処分や刑事罰を行うような規定は今のところない。ただ、医療、とりわけ保険医療に非常にゆがんだものを持ち込みかねないので、今後、抑制的・禁圧的な検討が必要であろうということだけである。

このような現況から、質問を検討すれば、まず患者紹介そのものは、前記参議院の議論を参考にしても、即違法ということまでは言えない。

ここからは、回答者の私見性の強いもので

あるが、保険薬局についての利益誘導禁止規定の類推から、看過できぬほどの露骨な紹介料授受が見られれば、保険医療機関や保険医の非違行為として、行政処分の対象となりうるであろう。

それはどのような場合のものかというと、例えば紹介の必要のない患者の転院、紹介などで、形は紹介になっていても、病態や医療実態として、診療報酬の詐欺請求に当たるとまで言えるようなものならば、紹介行為や金銭授受といったレベルよりも、診療報酬請求レベルで詐欺行為に問擬されるべきものとなる。

先に紹介した国会の論議によれば、これらの行為の法的規制については、これから行政、立法の動向に注意しないと何とも言えないが、回答者の挙げたように極端な事例であると判断されれば、診療報酬詐欺およびその共犯として、刑事的に、また行政的に、ペナルティが科される可能性は否定できない。それがどの線で判断されるかは、今後の現実の実務をウォッチングしてそのリスクを判断するほかないと考えられる。

以上が、本問への回答であるが、この問題の近縁には、次のようなトレンドも注意が必要である。

それはどういうことかというと、今後は医療連携が模索され、従来の病診連携、病々連

携が診療報酬上、様々なパターンで規定されてこよう。急性期、亜急性期、慢性期、医療と介護、その他様々なパラダイムで、医療機関、介護施設その他の連携が模索、制度化、誘導され、診療報酬化されることは必定である。実際に現在もされつつある。

従前は、医療倫理等から無償が当然とされた相互関係が、将来は複雑な診療報酬規定や相互の経営方針、実際の力関係で変動する可能性も出てこよう。

その時、見方によっては非常にアンダーグラウンドで、コンプライアンスに反すると思われる抜け道の工夫が出てくれば、単に行政の取り締まり問題を超えた社会問題となる可能性があるという予測は、決しておおげさではないだろう。

そういう意味で、各当事者は少なくとも自らのコンプライアンス意識を再点検していく必要はある。

もちろん、昔より未来学がそのまま当たったという歴史はないので、このような回答や予測もあくまでトレンドウォッチングの一部としてお読みいただきたいということで、回答が困難な難問への回答としたい。

#### ◆回答

弁護士

竹中郁夫